

第 1 3 回 医 療 経 済 実 態 調 査 (医 療 機 関 等 調 査) 要 綱 (案)

1 . 調 査 の 目 的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2 . 調 査 の 内 容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、収支の状況、資産及び負債、従事者の人員及び給与、設備投資の状況等の調査を行う。

3 . 調 査 の 対 象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の処方せん平均取扱い枚数が300枚以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関調査対象から除外する。

4 . 調 査 の 客 体 及 び 抽 出 方 法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病 院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、病床数が200床以上、200床未満に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地 域	都 道 府 県
北 海 道	北 海 道
東 北 関	青 森、岩 手、官 城、秋 田、山 形、福 島
	茨 城、栃 木、群 馬、埼 玉、千 葉、東 京、神 奈 川、
	新 潟、山 梨、長 野
東 北	岐 阜、静 岡、愛 知、三 重
海 陸	富 山、石 川、福 井
近 畿	滋 賀、京 都、奈 良、大 阪、兵 庫、和 歌 山
中 国	鳥 取、島 根、岡 山、広 島、山 口
四 国	徳 島、香 川、愛 媛、高 知
九 州	福 岡、佐 賀、長 崎、大 分、熊 本、宮 崎、鹿 児 島、
	沖 縄

カ 第5の層化は、全国を国家公務員の調整手当における地域区分を5地域に分類し、この区分によって行う。(区分については別紙参照)

キ 第6の層化は、一般病院(特定機能病院及び歯科大学病院)、それ以外の一般病院及び精神病院(許可病床のすべてが精神病床であるもの)別に開設者(国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人)ごとに分類し、この区分によって行う。

ク 抽出率は、一般病院(特定機能病院及び歯科大学病院)については1/1、その他については1/5とする。

(2) 一般診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、有床、無床の別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、有床については介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

オ 第4、第5の層化は、病院と同じ地域分類(第4、第5層化)によって行う。

カ 抽出率は1/25とする。

(3) 歯科診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類（第4、第5層化）によって行う。

エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類し、この区分によって行う。

オ 抽出率は1/50とする。

(4) 保険薬局

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類（第4、第5層化）によって行う。

ウ 第3の層化は、開設者（個人、法人）の別に分類し、この区分によって行う。

エ 抽出率は1/10とする。

5. 調査主体

中央社会保険医療協議会

6. 調査の時期

平成13年6月の1月間について実施する。

7. 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8. 調査の方法

(1) 調査は、往復郵送方式により行う。

(2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9. 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

(別紙) 国家公務員の調整手当に係る級地区分

都道府県名	甲 地			乙 地		その他
	(12/100)	(10/100)	(6/100)			
北海道				(札幌市)		左 記 以 外 の 地 域
青森県						
岩手県						
宮城県				仙台市		
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県				つくば市		
栃木県						
群馬県						
埼玉県			浦和市 大宮市	川越市 川口市 所沢市 岩槻市 狭山市 与野市 草加市	越谷市 戸田市 朝霞市 志木市 和光市	
千葉県			千葉市	市川市 松戸市 習志野市 (柏市)	八千代市 浦安市 四街道市 船橋市	
東京都	東京23区	八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市	国分寺市 国立市 田無市 狛江市 多摩市 稲城市 町田市	昭島市 小平市 日野市 東村山市 清瀬市 武蔵村山市 青梅市	あきるの市 福生市	
神奈川県		横浜市 川崎市 横須賀市 鎌倉市	(三浦郡葉山町)	平塚市 藤沢市 (小田原市) 相模原市 三浦市	厚木市 大和市 海老名市 茅ヶ崎市	
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県				(静岡市)		
愛知県		名古屋市		(岡崎市)		
三重県				大津市		
滋賀県				(宇治市)		
京都府		京都市		向日市		
大阪府		大阪市 豊中市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 箕面市 (堺市) (東大阪市)	高石市 寝屋川市 (池田市) (八尾市) (泉大津市) (貝塚市) (泉佐野市) (富田林市) (和泉市) (岸和田市)	羽曳野市 門真市 (柏原市)		
兵庫県		神戸市 尼崎市 西宮市	芦屋市 宝塚市	伊丹市	(姫路市)	
奈良県				奈良市 (生駒市)	大和郡山市	
和歌山県				(和歌山市)		
鳥取県						
島根県						
岡山県				(岡山市)		
広島県				広島市		
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県			福岡市	(北九州市)		
佐賀県						
長崎県				(長崎市)		
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

(注)市町名は平成12年11月24日現在である。

()は暫定地域